

(様式1)

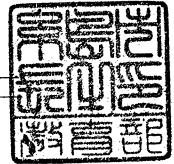
3 糸教総第1087号

令和4年1月27日

文部科学大臣 殿

設置者名

福岡県 糸島市長 月形 祐二



義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、  
下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

糸島市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和3年度～令和3年度（1年間）

(担当)

糸島市教育委員会教育総務課

電話：092-332-2091

E-mail：kyoikusomu@city.itoshima.lg.jp

(様式2)

### 3. 施設整備計画の目標

#### (1) 老朽化対策を図る整備

老朽化が著しい、可也小学校の屋内運動場において、建物の長寿命化を図る予防的な工事として、屋内運動場の金属屋根の全面的な改修工事及び躯体の長寿命化を目的とした外壁改修工事を行う。

#### (2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

東風小学校において、校舎外壁の木板の腐食が進み、地震等の災害発生時に外壁が剥落する可能性がある。そのため、防災機能の強化を目的とした外壁改修工事を行い、安全・安心な教育環境を確保する。

#### (3) 教室不足の解消等を図る整備

#### (4) 教育環境の質的な向上を図る整備

加布里小学校及び前原南小学校において、建設年度が古く、途中、トイレブース改修、部分的な便器の取替工事等を実施しているが、長年の使用によるおいの染みつきもあり環境としては非常に悪い。また、近年、家庭でのトイレ環境が変わり、洋式便器しか使用できない児童も増えたため、改修を行う。(トイレ)

前原南小学校において、設備の老朽化に伴う空調機の改修工事を行い、教育環境の改善を図る。(空調)

#### (5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

#### 4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

##### (1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		16 校
中学校		7 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		0 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	20 箇所
	共同調理場	0 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	20 箇所
	学校武道場	6 箇所
	社会体育施設	0 箇所

##### (2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 <sup>※1</sup>	有	令和2年3月
国土強靱化地域計画 <sup>※2</sup>	無	令和5年3月(予定)

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

#### 5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>本市では事業実施計画策定段階で1000万円以上の事業について、指標の設定、事後評価を義務付けており、事業完了後は評価等の結果を情報公開している。公立学校施設整備事業についても、このシステムに従い、事後評価を行う。</p>
---

